

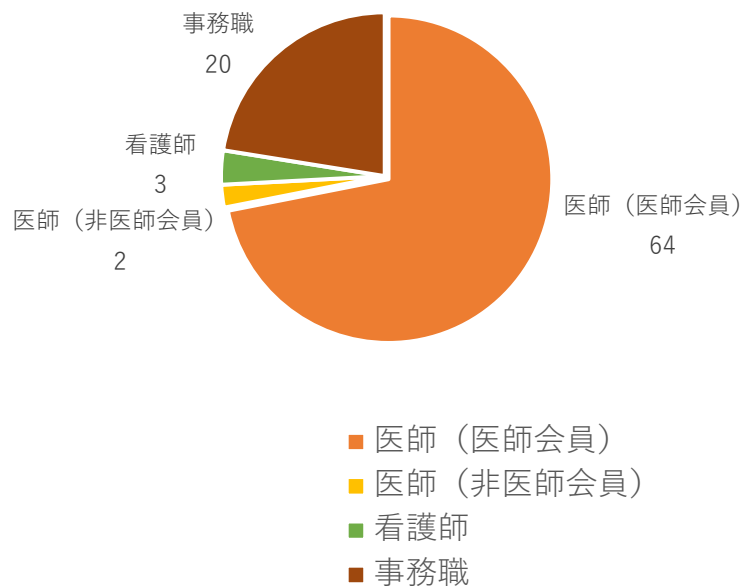
令和4年度 在宅医療研修会 「在宅訪問診療点数のポイント」

令和4年6月11日（土）14-15時 WEB開催

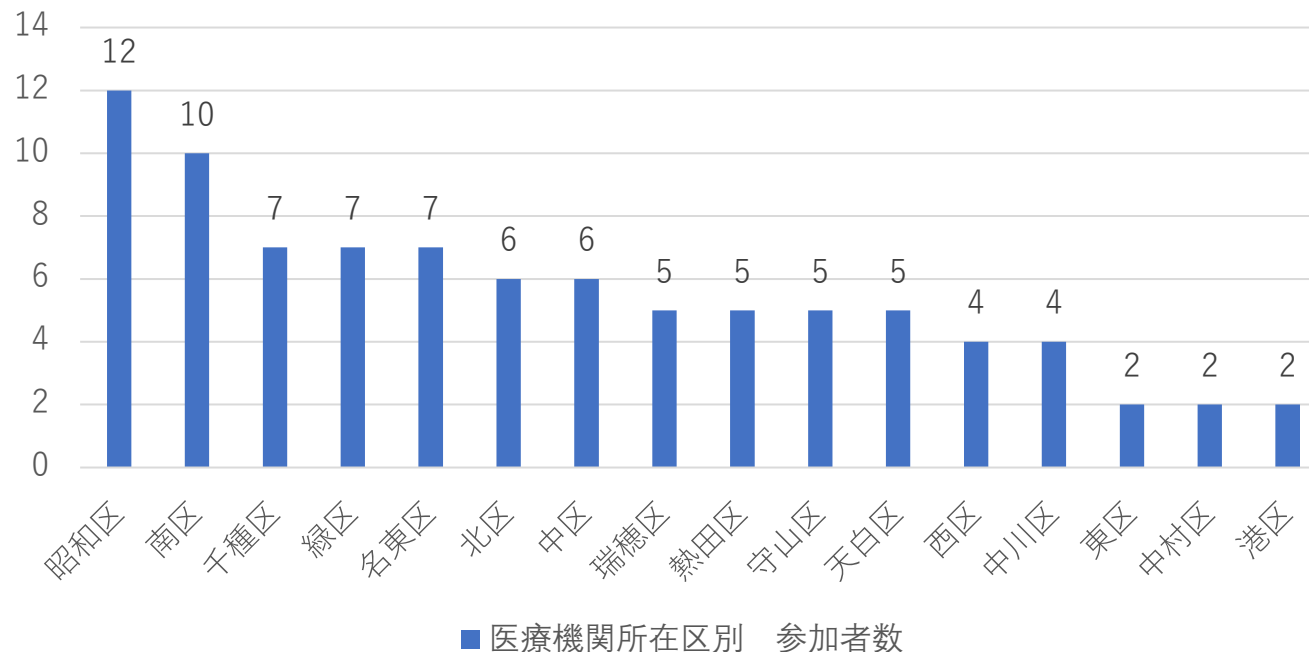
参加者 89名（申込者138名 オンデマンド配信有）

研修会参加状況

職種別参加者数 n=89



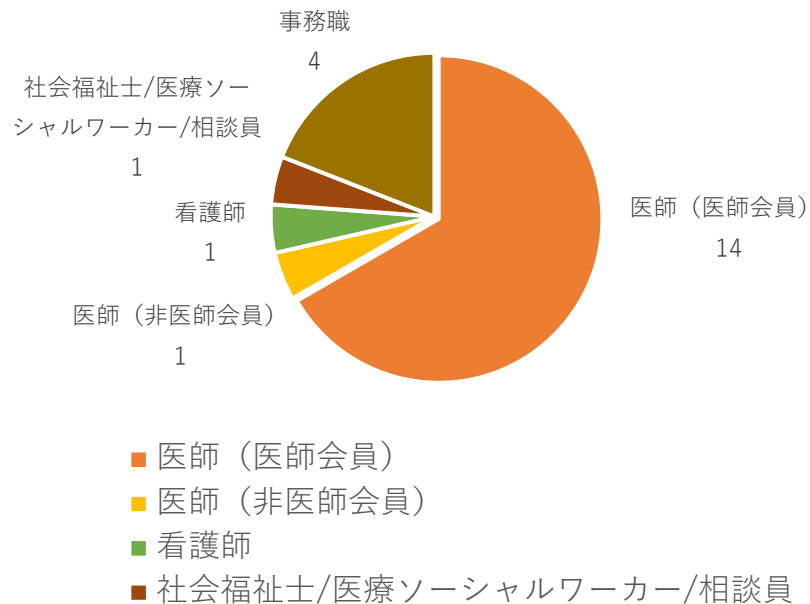
職種別参加者数医療機関所在区別 n=89



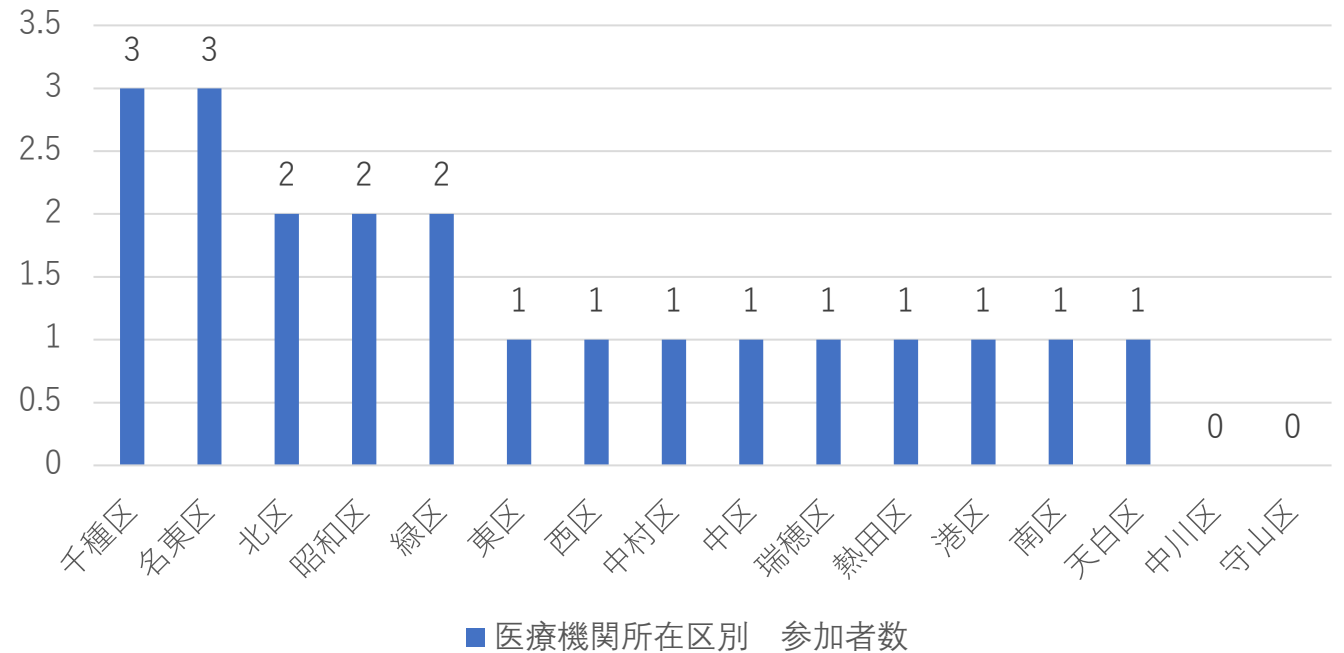
令和4年度 在宅医療研修会アンケート結果

回答総数 21 (回答率 23.5%)

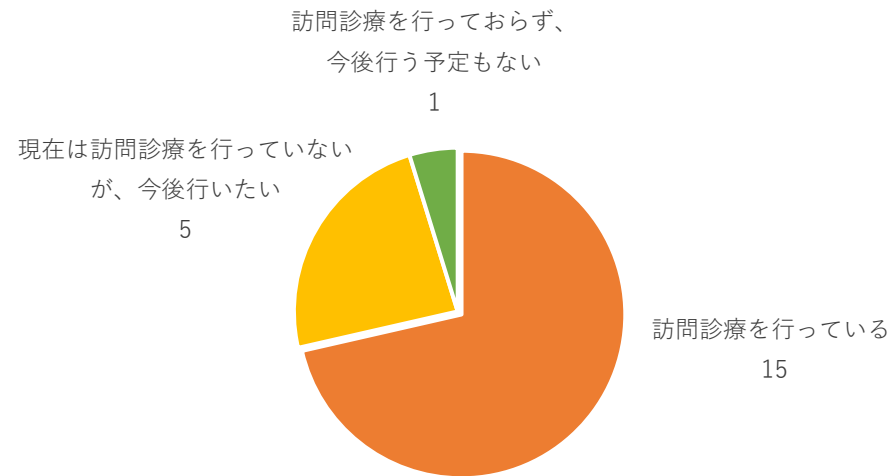
Q1.職種について n=21



Q2.勤務先医療機関の所在区について n=21

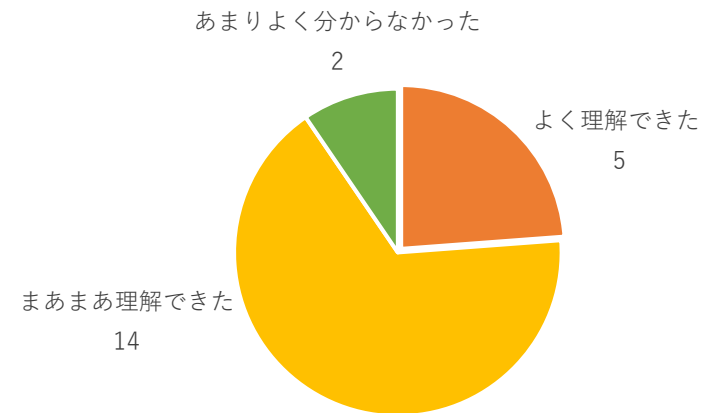


Q3.訪問診療の実施状況について n=21



- 訪問診療を行っている
- 現在は訪問診療を行っていないが、今後行いたい
- 訪問診療を行っておらず、今後行う予定もない

Q4.講義内容について n=21



- よく理解できた
- まあまあ理解できた
- あまりよく分からなかった

研修内容に関する質疑応答について

質問	回答
<p>小規模多機能型介護施設でショートを継続して利用している利用者は同一患家以外として請求はできないでしょうか？現在は10人以上の同一患家として請求しています。</p> <p>また、上記の施設の施設総管の算定で1人を同一患家以外にして2人目以後を同一患家として請求は認められないでしょうか？</p>	<p>在医総管、施設総管の「単一建物診療患者」の考え方として回答いたします。同じ建物で訪問診療・管理をしている当月の全体患者数で判断しますので、同施設で宿泊サービスを受けている方（原則、開始前30日の間に在宅訪問実施）も人数に含まれます。（P40参照）</p> <p>ですので、1人目（宿泊サービス利用者）と2人目以降を分けてカウントすることはできません。</p> <p>ちなみに「同一患家」とはご夫婦やご家族など、同一世帯の考え方ですので適用される点数は往診料と訪問診療料Iの二つです。（P31参照）</p>
<p>施設の1利用者の訪問診療日を決め、同じ施設の他の利用者の訪問診療日を別の日に訪問診療した場合、1利用者を同一患家以外として請求はできないですか？</p>	<p>在宅患者訪問診療料の「同一建物居住者」の考え方であれば、同一日に訪問診療を実施した人数で判断しますので、ご質問の通りです。（P40参照）</p> <p>在医総管、施設総管の「単一建物診療患者」の考え方は上記の通り、同一月で考えます。</p>

今後の「在宅医療研修会」への希望・意見について

在宅医療に関わるメディカルスタッフのスキルアップについて、どのような取り組みをされているのかについて、在宅医療を実施されているご施設からご教示いただきたい。
特に知識的な内容ではなく、実践的な内容をお聞きしたい。

今後も同様の保険請求のセミナーを時々して頂きたい。

今後、定期的を開催していただければと思います。

大変勉強になりました。オンデマンドでも拝聴できるのも助かります。
在宅医療に今後も積極的に関わっていこうと思います。